漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定及び香川県漁業調整規則(令和 2 年香川県規則第 61 号)第 11 条第 1 項の規定に基づき、同規則第 4 条第 1 項第 19 号に掲げるひき釣り網漁業につき、その許可又は起業を認可すべき船舶の数その他の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 ひき釣り漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の数	漁業を営む者の資格
さわらひき釣り	別紙のとおり	5月1日から 6月30日まで	1	東瀬戸 (男木・女木)、 香西、下笠居、直島に漁 業の根拠地を有する者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和3年5月6日~同年5月12日

(3) 備考

ア この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和4年6月30日までとする。

イ この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

- (ア) 漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。
- (イ) さわら流しさし網漁業の妨害をしてはならない。
- (ウ) 日没から日の出までは、操業してはならない。
- (エ) 県の指示する標旗を掲げなければ操業してはならない。
- (オ) 通行船舶の航行を妨害してはならない。
- (カ) 香川鰆ひき釣漁業協議会及び所属漁業協同組合の指示事項は厳守しなければならない。
- (キ) 漁期終了後30日以内に漁獲成績報告書を提出しなければならない。
- (ク) 前各項に違反したときは、この許可を取り消すことがある。
- (ケ) 漁業調整上必要があるときは、更に条件を追加することがある。

